

東京都北区議会

平成 24 年第 2 回定例会で可決した意見書

- ・ 軽度外傷性脳損傷に関わる労災障害等級認定基準の見直しを
求める意見書
- ・ 「緊急事態基本法」を早急に制定するよう求める意見書
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める
意見書
- ・ 防災・減災対策として社会基盤整備のための公共投資を行い、
経済の活性化を求める意見書
- ・ 東京電力株式会社による電気料金値上げに関する意見書

軽度外傷性脳損傷に関わる労災障害等級認定基準の見直しを求める
意見書

「軽度外傷性脳損傷」（略称MTBI）は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸索」と呼ばれるケーブルが断裂するなどして発症する病気である。

二〇〇七年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、年間一千万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められている。

この病気はMRIなど画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースも多々あるのが現状である。

よって、本区議会は政府に対し、他覚的な神経学的検査によって「軽度外傷性脳損傷」と診断され働けない場合、労災障害年金が支給できるようにするため、「労災障害等級認定基準の見直し」を早期に行うよう求める。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

「緊急事態基本法」を早急に制定するよう求める意見書

今回の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処している。

我が国でも、平成十六年五月には、自民、公明、民主三党が「緊急事態基本法」の制定で合意しているものの、いまだ法制化に至らず、東日本大震災への対応では、大規模な犠牲者と進まない復興支援という結果に陥ってしまった。

自然災害から、北区民をはじめとする国民の犠牲者を最小限に抑えようともし、日を追ってますます緊迫する東アジア情勢のなかで、外国からの侵略・テロ等の「緊急事態」に毅然と対応できるような法整備を緊急に進めなければならぬ。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう求める。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

衆議院議長	横路孝弘
参議院議長	平田健二
内閣総理大臣	野田佳彦
総務大臣	川端達夫
外務大臣	玄葉光一郎
防衛大臣	森本敏郎
内閣官房長官	藤村修殿
国家公安委員会委員長	松原仁殿
内閣府防災担当大臣	中川正春殿

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

昨年二〇一一年八月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年七月一日に施行される。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの三年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。

導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められている。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（エネルギー白書二〇一一）で、電力消費全体に対する使用割合が二%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。

よって、本区議会は政府に対し、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、十分な環境整備を図るために左記事項を強く求める。

記

一、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。

一、買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。

一、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣
経済産業大臣

野田 佳彦 殿
枝野 幸男 殿

防災・減災対策として社会基盤整備のための公共投資を行い、
経済の活性化を求める意見書

一九六〇年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進んでいる。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後五十年を迎え、老朽化が進んでいる。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」の中で、「二〇一五年には六万橋が橋齢四十年超」となり、建築後五十年以上の橋梁が二〇一六年には全体の二〇％、二〇二六年には同四七％と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘している。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえる。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができる。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできる。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能となる。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出である。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考える。

よって、本区議会は政府に対し、国民の安全を守り、国土の強靱化を図るとともに、安全・安心な社会基盤を再構築するため必要性を吟味し、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、地域経済の活性化や雇用創出に資する防災対策を実施することを強く求める。

記

一、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。

一、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。

一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年六月二十九日

東京都北区議会議員 小池 たくみ

内閣総理大臣	野田 佳彦 殿
文部科学大臣	平野 博文 殿
厚生労働大臣	小宮山 洋子 殿
経済産業大臣	枝野 幸男 殿
国土交通大臣	羽田 雄一郎 殿

東京電力株式会社による電気料金値上げに関する意見書

東京電力株式会社は、原発の停止で燃料費が増大したとして、平均で一〇・二八％の家庭向け電気料金値上げを経済産業省に申請し、今月七日から、電気料金値上げについて意見を聞く「公聴会」が開始されたところである。

その「公聴会」では、電力の安定供給のためには、多少の値上げもやむをえないという意見もある一方で、「断固反対」「値上げは見送るべき」と、厳しい意見が相次いだと、マスコミ各社が報道しているところである。

現在、北区においても、区民とともに節電に取り組んでいるが、長引く経済不況の下で、家庭向け電気料金が値上げされたならば、区民生活にも多大な影響が懸念される。

よって、本区議会は政府に対し、電気料金値上げの前に、徹底的な事業の見直し等の経営努力を行い、安易な電気料金値上げは行わないよう指導することを求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年六月二十九日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣
経済産業大臣

野田 佳彦 殿
枝野 幸男 殿